

履修免除試験問題 法律科目試験

(商 法)

次の(設例)を読んで、問(1)から(4)に答えなさい。根拠条文があるときは、これを明示すること。

(設例)

1. 甲社は、生活雑貨の輸入販売事業を行う取締役会設置株式会社である。甲社の定款には、株式の譲渡に取締役会の承認を要する旨の定めはない。定款に株券を発行する旨の定めはあるが、株券を発行したことはない。
2. 甲社の発行済株式総数は1000株である。甲社の代表取締役であるAは、甲社の発行済株式の40%を、甲社の設立以来甲社を共同経営してきた取締役Bは35%を、Aの妻であるCは5%を、A・B共通の友人である取締役Dは20%をそれぞれ保有している。甲社の取締役はA、B、Dの3名である。
3. Bは、甲社の共同経営者の地位を妻Eに譲ることを決め、Bが保有する甲社株式350株をEに贈与し(以下「本件株式譲渡」という。)、Aに対して株主名簿の名義書換を請求した。Aは、Aが退任した後の甲社の経営をCに譲る計画をしていたこともあり、株主名簿の名義書換を行わなかった。
4. Aは、Bには相談せず、CおよびDの同意を得て、Cに対して甲社株式500株を発行する(以下「本件株式発行」という。)旨の取締役会決議がなされた旨の議事録を作成し、自ら甲社の株主名簿を書き換えて、Cの有する株式数を合計550株とした。
5. Aは、本件株式譲渡に際しても、本件株式発行に際しても、甲社の株券を発行していない。また、本件株式発行につき登記をしていない。
6. Cは、本件株式発行につき甲社に対して出資の払込をしていない。
7. Aは、取締役選任の件などを議題として、BおよびDに対して招集通知を行い、Eに対しては招集通知を行わず、甲社の定時株主総会を開催した。その議場において、Aは取締役を退任すると述べ、Aの代わりにCを取締役に選任することの承認を求めた。Bは、Eに対する招集通知がなかったことを抗議し、Aの提案に反対した。Dは、棄権した。Aは、Cを取締役とする原案は承認されたと宣言した(以下「本件決議」という。)

問(1)(配点:25点)

株式の譲受人が会社に対して権利を行使しようとする際に、株主名簿の名義書換が必要とされるのはなぜか、その趣旨を説明しなさい。

2018年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(商 法)

---

問(2) (配点: 25点)

本件株式譲渡の効力を検討しなさい。

問(3) (配点: 25点)

本件株式発行の効力を検討しなさい。

問(4) (配点: 25点)

本件決議の効力を検討しなさい。